

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理したが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月4日

京都市左京区長 森元 正純

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
名嘉眞 徹哉	京都市左京区北白川山田町1 番地3 CASAMIA北白川2号室	実態調査に基づ く職権消除	令和8年 2月25日
中村 康幸	京都市左京区高野上竹屋町3 1番地	実態調査に基づ く職権消除	令和8年 2月25日
立川 準子	京都市左京区松ヶ崎御所ノ内 町1番地4 ヴィラ松ヶ崎201号室	実態調査に基づ く職権消除	令和8年 2月25日
吉田 敬一郎	京都市左京区北白川東瀬ノ内 町44番地	実態調査に基づ く職権消除	令和8年 2月25日

(左京区役所市民総合窓口室)